

行政からのお知らせ

兵庫県

光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県においては光化学スモッグが発生するおそれのある4月22日から10月18日までを特別監視期間として、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」に基づき、広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグ広報等が発令された場合、広報等発令地域への自動車の乗り入れ自粛及び同地域内での運行自粛を効果的に実施され、窒素酸化物排出量の削減にご協力をお願いいたします。

記

1. 光化学スモッグ広報等発令対象地域（22市町）

神戸市（東部・西部・垂水・北部）、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

2. 光化学スモッグ広報等の種類

【種類】	【発令基準】
光化学スモッグ予報	測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき

3. 広報等発令の周知方法

- ・ ひょうごの環境ホームページ (<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/>) に掲示
- ・ テレビ、ラジオによるスポット放送
- ・ 市、町の広報車による巡回放送
- ・ 交通情報掲示板に掲示 等